

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会
設置要綱

令和6年11月13日 6千子子施発第1447号
改正 令和8年4月1日 8千子子施発第141号

(背景)

第1条 千代田区教育委員会では、老朽化や施設規模等の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設について、利用者の負担軽減を図ることを目的に、現敷地での建替ではなく、隣接する和泉公園の敷地を活用する取組みを進めている。令和元年度から検討組織を設けて意見交換を行い、令和5年度は基本構想素案を作成し、令和6年度は和泉公園を含めた一体的利用を見据えた再整備の方向性について検討し、令和7年度は「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（令和8年2月）」を策定し、当該整備構想を踏まえた「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画（案）」を作成した。

(設置)

第2条 和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備の検討を行うために、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会教育長が委嘱する40名以下の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から和泉小学校・いずみこども園等施設に係る建替工事契約の締結までとし、年度ごとに更新を行うものとする。

(検討事項)

第5条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備基本計画（案）」の内容について
- (2) 和泉小学校・いずみこども園等施設及び和泉公園の整備について

(運営等)

第6条 検討会の開催及び運営に係る次の事務は、いずれも事務局が担う。

- (1) 開催にあたっての日程調整・決定及び通知作業

- (2) 議題または聴取する事項等の調整と次第作成
- (3) 会議録（概要）の作成及び委員への確認・送付
（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開（会議録の公開等）とする。

（事務局）

第8条 検討会の庶務は、千代田区教育委員会事務局子ども部子ども施設課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は千代田区教育委員会事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

	構成	委員		
1	施設関係者	小学校・こども園	和泉小学校	
2			学校運営協議会	
3			いずみこども園	
4	地域関係者	町会	秋葉原東部町会連合会	
5			地元町会（神田和泉町町会）	
6		園児・児童・青少年	和泉小学校 PTA	
7			いずみこども園 PTA	
8			青少年委員	
9		代替園庭利用	近隣私立保育園	
10		隣接関係者	災害拠点病院、緊急医療救護所	三井記念病院
11		学識経験者	アドバイザー（地域デザイン・建築計画）	日本大学理工学部教授
12		千代田区	公園管理者	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
13	環境まちづくり部道路公園課長			
14	教育委員会		子ども部 教育担当部長	